

静 司 発 第 9 号

平成 17 年 4 月 6 日

会 員 各 位

静岡県司法書士会

会長 望月真由美



○島田市及び金谷町の合併に伴う登記事務について（お願い）

富士宮出張所における不動産登記事務のコンピュータ化について（依頼）

不動産登記情報交換システム（局内及び局間交換）による登記事項証明書の交付事務の開始について（お知らせ）

陽春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、法務局より標記の件につきまして、下記のとおり通知がございましたので、会員各位にお知らせいたします。

詳細は、別紙をご確認ください。

また、別紙につきましては「司ネット静岡」→「日司連・法務局等配信資料室」にも掲載をしております。

<https://asp04.hotbiz.jp/~hbu0759/>

ユーザー名 guest (半角) パスワード 0542893702 (半角)

記

○島田市及び金谷町の合併に伴う登記事務について（お願い）

本年 5 月 5 日の島田市及び金谷町の合併に伴う登記事務は、合併前と同様に当局島田出張所で取り扱うことになります。

○富士宮出張所における不動産登記事務のコンピュータ化について（依頼）

富士宮出張所では、管轄する土地・建物の登記事務をコンピュータシステムにより処理するため、現在移行作業を実施しておりますが、平成 17 年 4 月 20 日（水）からコンピュータ事務への切替を行い、同月 25 日（月）同出張所管轄の全ての不動産（コンピュータへの改製不適合物件を除きます。）について、コンピュータシステムにより事務処理を行うこととなりました。

○不動産登記情報交換システム（局内及び局間交換）による登記事項証明書の交付事務の開始について（お知らせ）

富士宮出張所では、平成 17 年 4 月 25 日（月）から登記情報交換システムが導入されることとなりました。



甘き映はのよしと悪ふる 総第 51

總 第 5 1 0 号

平成17年3月23日

関係団体御中

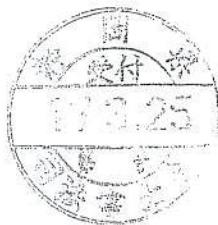
静岡地方法務局総務課長

島田市及び金谷町の合併に伴う登記事務について（お願い）

平素、当局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年5月5日の島田市及び金谷町の合併に伴う登記事務は、合併前と同様に当局島田出張所で取り扱うことになります。

つきましては、別紙ポスター及び窓口用チラシを送付しますので、貴管下各機関への周知方につきまして、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。



# 法務局からのお知らせ

平成17年5月5日、「島田市」、「金谷町」の合併に伴い、登記事務の取扱いが次のとおりになりますのでお知らせします。

1 土地・建物等の不動産の登記及び商業・法人の登記事務を取り扱う管轄の法務局は変更ありません。従来どおり、静岡地方法務局島田出張所で取り扱います。

なお、土地・建物登記簿の所在及び登記簿に登記された所有者、抵当権者等の住所、又は、会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所は、「島田市」に変更されたものとみなされます。

2 合併後に「島田市」に会社を設立する場合、又は、会社の商号・目的を変更する場合は、静岡地方法務局島田出張所に備え付けの商号見出簿を調査して「同一又は類似の商号」に該当しないことを確認して、登記申請をすることになります。

※詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門 [TEL (054) - 254-3555 (代表)]  
静岡地方法務局島田出張所 [TEL (0547) - 37-3259 (代表)]

# 法務局からのお知らせ

## 島田市、金谷町合併に伴う登記事務について

「島田市」、「金谷町」が合併する平成17年5月5日からの登記事務の取扱いについて、お知らせします。

### 1 登記管轄

Q. 不動産（土地・建物）の登記の管轄に変更がありますか。

A. 変更はありません。土地・建物の登記は、静岡地方法務局島田出張所で取り扱います。

Q. 会社・法人の登記の管轄に変更がありますか。

A. 変更はありません。会社・法人の登記は、静岡地方法務局島田出張所で取り扱います。

### 3 不動産（土地・建物）登記関係

Q. 不動産（土地・建物）の登記簿の所在を変更する必要がありますか。

A. 変更する必要はありません。土地・建物の登記簿の所在は、不動産登記法により「島田市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

Q. 不動産（土地・建物）の登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所変更の手続きはどのようにすればよいのですか。

A. 不動産登記法により「島田市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

なお、「島田市」に変更を希望される方は、「登記名義人表示変更登記申請書」に島田市で発行する証明書を添付して登記申請をしていただくことになります。

Q. 前記「登記名義人表示変更登記申請書」の登録免許税額を教えてください。

A. 登録免許税額は非課税（無料）です。「登記名義人表示変更登記申請書」は、不動産を管轄する法務局（登記所）に提出してください。

なお、「登記名義人表示変更登記申請書」の用紙は、静岡地方法務局島田出張所に備え付けてあります。

Q. 不動産（土地・建物）の所有者が保有する登記済証（「権利書」と言われています。）の住所変更等の手続きは必要ですか。

A. 登記済証の内容については、変更することはできません。  
そのままで有効ですので、大切に保管してください。

#### 4 会社・法人の登記関係

Q. 合併に伴う会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所の変更登記の手続きはどのようになるのですか。

A. 商業登記法により「島田市」に変更されたものとみなされますので、変更登記をする必要はありません。

Q. 合併に伴う類似商号（島田市内に同一目的の類似する商号の会社は認められない。）の取扱いはどうなるのですか。

A. 合併以降に会社設立、商号変更及び目的変更をする場合は、類似商号禁止の規定の適用がありますので御注意をお願いします。

※ 詳しいことは、下記にお気軽に御相談ください。

静岡地方法務局登記部門

[TEL (054) - 254-3555 (代表)]

静岡地方法務局島田出張所

[TEL (0547) - 37-3259 (代表)]

総第 425号

平成17年3月11日

静岡県司法書士会長 殿



静岡地方法務局長 池田 静男

富士宮出張所における不動産登記事務のコンピュータ化について（依頼）

平素は、登記行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局富士宮出張所では、管轄する土地・建物の登記事務をコンピュータシステムにより処理するため、現在移行作業を実施しておりますが、平成17年4月20日(水)からコンピュータ事務への切替えを行い、同月25日(月)から同出張所管轄の全ての不動産（コンピュータへの改製不適合物件を除きます。）について、コンピュータシステムにより事務処理を行うこととなりました。

つきましては、別紙内容を貴会広報誌等に掲載していただき、会員の皆様への周知方につきお願い申し上げます。



静岡地方法務局富士宮出張所における不動産登記事務の  
コンピュータ処理について（お知らせ）

静岡地方法務局

1 コンピュータ庁としての指定

当局富士宮出張所は、平成17年4月20日(水)に、法務大臣からコンピュータ処理庁としての指定を受け、当該指定に基づいて同月25日(月)から管轄する地域の土地・建物の登記事務をコンピュータシステムにより処理することとなります。

コンピュータへの切替時には、次の事務処理を行いますので、御協力をお願いします。

(1)甲号事件

平成17年4月19日(火)までの受付事件は、同日までに処理を完了させ、翌20日(水)からコンピュータシステムへの切替作業を行います。

つきましては、切替時期における登記申請事件の早期処理のため、申請書提出及び補正等について格別の御協力をお願いします。

なお、4月20日(水)・21日(木)・22日(金)に提出された登記申請事件については、受付のみを行い、同月25日(月)からコンピュータシステムにより処理を行います。

(3)乙号事件

平成17年4月20日(水)・21日(木)・22日(金)は、登記事項証明書及び登記事項要約書の発行を行うことができません。

なお、現在の登記簿は、平成17年4月20日(水)付で閉鎖登記簿となります、この閉鎖登記簿謄(抄)本の請求は通常どおりにできます。

## 2 コンピュータ化後の登記事務の取扱い

### (1) 甲号事務について

甲号事件の登記申請手続きは、現行と変わりません。

また、共同担保目録、信託原簿及び工場抵当法第三条の目録については、現行と同様に申請書に添付してください。

なお、共同担保目録については、コンピュータシステム処理の指定を平成17年6月23日(木)に受け、同月27日(火)から処理を開始する予定です。

### (2) 乙号事務について

#### ① 登記事項証明書

現行の登記簿謄本・抄本に代わるものとして『登記事項証明書』を発行し、コンピュータ化後に閉鎖された物件については『閉鎖登記事項証明書』を発行します。

また、ブックレスシステム稼動と同時に「不動産登記情報交換システム」も稼動開始し、他の同システム稼動登記所管轄の登記事項証明書を請求することができます。

なお、現行の登記簿は平成17年4月20日(水)付で閉鎖登記簿となります。この閉鎖登記簿については、閉鎖登記簿謄本及び抄本の請求をすることができます。

#### ② 登記事項要約書

登記簿の閲覧制度は廃止され、『登記事項要約書』が発行されます。

「要約書」には、表題部については全部事項が、所有者については住所、氏名、持分、受付年月日、受付番号が（ただし同一人が数次に渡って所有権を取得した場合は最新の部分しか印刷されませんので御留意ください）、その他は現在事項のうち主要事項のみの記載となり、登記原因は印刷されません。

また、交付日付及び認証文も付されず、郵送による請求もできません。

なお、コンピュータ登記簿への切替えによって閉鎖された

現行の登記簿は、「閉鎖登記簿」として閲覧することが可能です。

以上のとおり登記事務の取扱いが変わりますが、会員皆様の格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

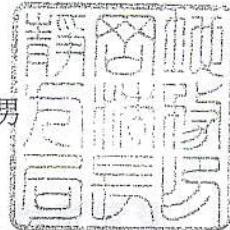
詳しくは、静岡地方法務局富士宮出張所（TEL 0544-26-2049）まで御照会ください。

総第 566 号

平成 17 年 3 月 29 日

静岡県司法書士会長 殿

静岡地方法務局長 池田 静男



不動産登記情報交換システム（局内及び局間交換）による登記事項証明書の交付事務の開始について（お知らせ）

平素は、登記行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度当局富士宮出張所におきまして、平成 17 年 4 月 25 日（月）から登記情報交換システム（別紙参照）が導入されることとなりましたのでお知らせします。

これにより、既に同システムが導入されている不動産登記部門（本局）、沼津支局、富士支局、下田支局、浜松支局、掛川支局、袋井支局、清水出張所、藤枝出張所、島田出張所、焼津出張所、熱海出張所及び磐田出張所に加えて、富士宮出張所においても、相互に管轄する土地・建物の登記事項証明書の交付請求ができるようになります。

また、全国の同システム稼動法務局が管轄する土地・建物の登記事項証明書についても、同様に交付請求ができるようになります。

つきましては、登記情報交換システムによる登記事項証明書の交付事務の開始につきまして、会員の皆様方へ周知いただきたくお願い申し上げます。



不動産登記情報交換システム（局内及び局間交換）  
による登記事項証明書の交付事務について

静岡地方法務局

1 登記情報交換システムについて

不動産登記情報交換システムとは、登記事務がコンピュータ化された法務局間において、通信回線を利用し、最寄りの法務局から他の法務局の管轄に属する登記事項証明書を請求することができるシステムです。

2 取 扱 庁

静岡局内の取扱庁は、不動産登記部門（本局）、沼津支局、富士支局、下田支局、浜松支局、掛川支局、袋井支局、清水出張所、藤枝出張所、島田出張所、焼津出張所、熱海出張所、富士宮出張所及び磐田出張所の14庁です（県内の不動産コンピュータ庁のすべて）。

全国の取扱庁については、窓口の係員におたずね下さい。

3 登記情報交換システムにより取り扱う事務

取扱庁のコンピュータに記録されている土地及び建物の登記事項証明書の交付事務

4 登記情報交換システムにより取り扱わない事務

- (1)登記事項要約書
- (2)閉鎖登記記録（閉鎖事項証明書）
- (3)共同担保目録（共担がコンピュータ化されていない場合）

5 その他（注意事項等）

上記4の(3)により、富士宮出張所の管轄する物件（富士宮市、富士郡芝川町）については、本年6月27日（月）の同出張所の共同担保目録コンピュータ化までの間において、「共同担保目録付き登記事項証明書」の請求ができませんので、ご注意ください。

また、登記情報交換システムの利用に当たっては、不動産の正

確な所在地番，家屋番号を確認する必要があります。

なお，区分建物一棟全部の全部事項証明書，共同担保目録の一部事項等請求できないものもありますので，ご不明な点については職員へおたずね下さい。